

◇ 特別寄稿 ◇

【国際家族法研究会シリーズ16】

掲 載 に 当 た っ て

国際家族法研究会シリーズの1つとして、李玉璽助理教授のジェンダー法学教育に関する論文を掲載させていただくことにした。現在進行中の科研費基盤Aは、少子高齢化、都市化、女性の職場進出、離婚・再婚の日常化、国際結婚・離婚の増加、子どもの自己決定、性的少数者の権利主張、DV・児童虐待・性暴力の顕在化などに起因する家族紛争の変貌、多様化に対応した紛争解決モデルを構築することを課題としている。その主眼は、当事者が合意をして自主的に紛争を解決することを、いかに支援していくかにある。そのために法学と臨床心理学との協働を模索しており、また先進的な取り組みをしている各国の訪問調査や研究者・実務家を招聘しての研究会を開催しているところである。

ところで台湾では、日本に先駆けて子どもの意思を把握し、当事者の合意形成を促す家事事件手続法を改正、施行している。また小学校から大学まですべての教育課程でジェンダー平等の授業を行うことを義務づける「ジェンダー平等教育法」を制定、施行している。男女が伝統的な家族役割、親役割、固定的な男性観、女性観に囚われていることから、個人の生き方の多様性や家族の多様性に対応できず、紛争を激化している面がある。したがって、科研の課題を真に把握し、紛争解決のモデルを実現していくには、前提として、ジェンダー平等の教育が不可欠となる。家族の問題を教育の面、とりわけジェンダー平等教育の視点から考えることも大きな課題ではないだろうか。

こうした問題意識から、2012年12月10日、科研と本学のジェンダー研究会の共催で、ジェンダー平等教育法制定の委員長をされた陳惠馨・国立台

湾政治大学教授に「台湾におけるジェンダー平等教育法の生成と発展」というテーマで、李玉璽・国立虎尾科技大学助理教授に本テーマでご報告をいただいた。この内の李助理教授のご報告を論文化したものが本稿である。なお陳教授は、ジェンダー法学会第10回学術大会シンポジウム「東アジアにおけるジェンダー法学の展開と課題」の中でもシンポジストとしてご報告されており、ご報告内容は論文化され、学会誌『ジェンダーと法』第10号（2013年7月刊行予定）に掲載される。

二宮 周平